農業者の皆様へ

国は地域計画策定後の農地において、農地バンクによる貸借を進めております！

※これまで同様、農地法に基づく許可を受けて貸借することは可能です。

〔　現　行　〕

最終受付：令和7年1月28日

市町村計画（※1）**による相対**の農地の貸借

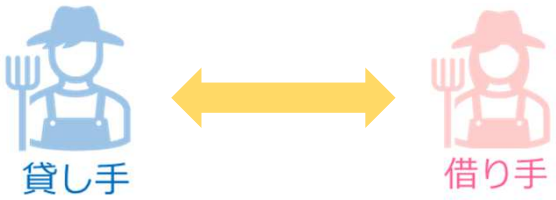

〔地域計画策定後〕

郡山市では令和7年2月策定予定

目標地図（※2）**の実現**に向けた**農地バンク**による農地の貸借

※1　市町村が作成する農用地利用集積計画
※2　目標地図 ： 市町村の作成する地域計画の中で、農地一筆ごとに、誰が耕作するのかを示した地図。随時更新が可能。

これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から
農地バンクを経由した農用地利用集積等促進計画に一本化

農地の貸し借りは
農地バンクへ

農林水産省

農地バンク活用には
＼各種メリットがあります！／

貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

地域のメリット

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

☆メリットについては各種要件を満たす必要がある場合があります。

☆１契約ごとに、毎年、農地バンクに対する手数料（賃料の１％、下限800円、上限8,000円）が、貸し手・借り手双方にかかります。

☆農地バンク制度の詳細は、農林水産省HPをご利用ください！

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html

農地バンク/農地中間管理機構　検索

ご相談はお近くの**農地バンク・市町村・農業委員会まで！**

相談 → 農地バンク 市町村 農業委員会 → 連絡

〈権利設定のイメージ〉

お問い合わせ先

福島県農業振興公社郡山拠点	Tel：080-4872-8531
郡山市農業政策課	Tel：024-924-2201
郡山市農業委員会事務局	Tel：024-924-2481

農林水産省